

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第226号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書部分開示決定については、これを取り消し、改めて本件開示請求の対象となる行政文書を特定した上で、開示の可否を決定すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年7月4日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県内の各地域事務所（東広島地域事務所建設局竹原支局を除く。）が管轄している砂防指定地内の河川に架けられている全ての橋のうち、砂防設備占用許可申請書（以下「占用許可申請書」という。）が提出されていない橋（公共機関が占用する橋を含む。）について、次の内容（根拠法令等を含む。）を記録している文書等の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、(8)について、占用許可申請書が提出されている橋についても本件請求の対象とするとした。

- (1) 橋を架ける必然性の判断（以下「項目①」という。）
- (2) 橋を設置した時期の判断（以下「項目②」という。）
- (3) その橋が橋梁等設置基準（昭和49年通達）を充足するか否かの判断（以下「項目③」という。）
- (4) 占用料を徴収するか否かの判断（以下「項目④」という。）
- (5) その橋の所有者についての判断（以下「項目⑤」という。）
- (6) 砂防設備を占用する橋が現存していることから、占用許可申請書の提出を督促するか否かについての判断（以下「項目⑥」という。）
- (7) 占用許可申請書が提出されていないことが砂防法（明治30年法律第29号）、河川法（昭和39年法律第167号）、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）、その他の関連規則に違反するか否かの判断（以下「項目⑦」という。）
- (8) 橋の所在地を明示した地図等（以下「項目⑧」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、占用許可申請書が提出されていない橋の項目⑧に係る行政文書（以下「本件請求文書8」という。）について、広島地域事務所建設局が保有する文書として、「平成5年5月26日付け河川敷地内不法工作物の撤去についての起案文書に添付されている位置図」（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、本件対象文書中に条例第10条第2号（個人情報）に該当する情報が含まれることを理由に、

行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年8月27日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、占有許可申請書が提出されていない橋の項目①から項目⑧までに係る行政文書について、広島地域事務所建設局管轄分及び東広島地域事務所建設局竹原支局管轄分を除き、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分を行うとともに、各地域事務所が保有する占有許可申請書が提出されている橋の項目⑧に係る行政文書について、3件の行政文書開示決定及び9件の行政文書部分開示決定を行い、それぞれ異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年10月31日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求の開示請求書にも記載したとおり、占有許可申請書を提出せずに国有地を「排他的かつ独占的使用」している不法占有者が存在する場合、実施機関は、国土交通省からの通達や管理条例に基づいて、砂防設備を不法占有している実態を把握するとともに、自然災害の未然防止や危険個所の災害対策等について、本来の職務の一つとして取り組んでいるはずである。

したがって、本件請求の対象とした項目①から項目⑧までに係る記録は当然に存在すると考えられるにもかかわらず、平成5年の河川敷地内の不法工作物の撤去についてのみ本件処分があったことから、真実の記録を速やかに開示するよう強く要求する。

- (2) 実施機関は、理由説明書の中で、「本件処分は、本件請求文書8について行ったものである。」、さらに、「申請書が提出されていなければ、本件請求文書8に該当する文書は存在しないこととなる。」と記載している。

砂防指定地内河川の橋を設置（改造等を含む。）した時期を意図的に把握せず、占有許可申請書が提出されていなければ不法占有には該当しないという弁明の内容は、県特有の裁量権の濫用の実態を明示するものではあるが、項目①から項目⑧までに係る文書は当然に作成又は取得しているべき文書であるにもかかわらず、本件請求文書8に該当する文書として部分開示された本件処分の数は異常に少ない件数であることから、不当な砂防行政の実態を隠匿（一部のみを部分開示）して正当化しようと画

策した本件処分の内容を取り消した上で、本件請求の対象とした文書の全てを適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、本件請求文書8について行ったものである。
- 2 広島県内の砂防指定地内の河川に管理条例第4条の規定に基づき砂防設備占用許可を受けて設置されている橋（管理条例施行前に広島県砂防指定地管理規則〔昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。〕第4条により許可を受けたものを含む。）については、その申請書等の書類は、許可された年度別に当該砂防指定地を所管している地域事務所に保管されており、当該申請書等には本件請求文書8が添付されている。したがって、占用許可申請書が提出されていない場合は、本件請求文書8に該当する文書は存在しないこととなる。
- 3 しかしながら、今回、各地域事務所建設局の文書検索の過程で、広島地域事務所建設局において、平成5年度に河川敷地内の橋の撤去を指導した事案（以下「本件指導事案」という。）が確認され、このことに係る起案文書の位置図が本件請求文書8に該当し、個人情報が含まれていたため本件処分をしたものである。広島地域事務所建設局管内については、都市部に砂防指定地内河川が多数存在し、災害を未然に防ぐ事を目的として指導するために、本件請求文書8に該当する文書として図面を作成していた。

なお、広島地域事務所建設局以外の機関では、こうした橋の撤去を指導した事案は確認されず、当然のことながら、このことに係る文書も存在しなかった。

第5 審査会の判断

1 本件請求等について

本件請求の開示請求書には、「広島県内の各地域事務所が管轄している砂防指定地内の河川に架けられている全ての橋のうち、砂防設備占用許可申請書が提出されていない橋について、次の内容を記録している文書等を開示請求の対象とします。」と記載され、また、本件処分に係る異議申立書には、「砂防設備占用許可申請書を提出せずに国有地を『排他的かつ独占的使用』している不法占有者が存在する場合、広島県は、国土交通省からの通達や広島県砂防指定地管理条例に基づいて、砂防設備を不法占有している実態を把握するとともに、」と記載されていることを踏まえれば、占用許可申請書が提出されていない橋とは、占用許可申請書が提出されず砂防設備を不法占有している橋（以下「不法占有橋」という。）を指すものと解される。

実施機関は、本件対象文書の一部について、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っているが、異議申立人の主張内容を踏まえれば、異議申立人

は当該不開示情報の開示を求めておらず、文書の特定に誤りがあるとして本件異議申立てを行っているものと認められるため、以下、文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、広島地域事務所建設局において不法占用橋に係る本件指導事案が確認されたため、当該事案に係る位置図を本件請求文書8として特定した旨説明する。

当審査会において審議した異議申立人による別の異議申立事案（諮問（情）第225号）において、実施機関が不法占用者に対し橋の撤去指導等を行った場合や実施機関自らが管理上の理由から橋の撤去等を行った場合など、不法占用橋に対する何らかの是正措置等を行った事案がないか実施機関に確認したところ、本件請求があった時点において、本件指導事案以外に是正措置等を行った事案はないとのことであった。

一般的に、実施機関が、不法占用を行っている者に対する指導等を行う際には、事実関係を確認した上で、指導の内容等について担当者が起案し、上司の決裁を受けて行われるものであることから、実施機関に、本件指導事案に関して、本件対象文書以外に文書がないのか確認したところ、本件対象文書は、本件指導事案に係る起案文書の添付文書であることから、当該起案文書が存在するということであった。そこで、当審査会において、当該起案文書を見分したところ、特定個人が無許可で施工中の橋について、違反の根拠となる法令を明示した上で原因者である特定個人に橋の撤去を通知する内容であることが認められた。また、起案文書の一部には、特定個人に対し手交により施行するとともに、「併せて許可申請について指導した」旨のメモ書きがあることが認められた。

当該起案文書が作成された趣旨及び理由等を踏まえれば、当該起案文書（本件対象文書として特定された位置図を除く。以下同じ。）は、項目⑤から項目⑦までに係る情報が記録された行政文書であると認められる。

したがって、実施機関（広島地域事務所建設局）は、本件処分を取り消し、本件指導事案に係る起案文書以外にも本件請求の対象となる行政文書に該当するものがあるかどうかを再度確認し、改めて対象行政文書を特定した上で、開示の可否を決定すべきである。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 24	・ 諮問を受けた。
19. 2. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 1. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 1. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 1. 11	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 3. 31	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 26 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 23 (平成29年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授